

第 2 回 移動等円滑化評価会議北陸信越分科会 議事録

日時：令和 2 年 7 月 2 1 日（火）13:30～16:00

場所：タワー 1 1 1 スカイホール（富山県富山市）

1. 開会

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、只今より、「第 2 回 移動等円滑化評価会議北陸信越分科会」を開催させていただきます。皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして誠に有り難うございます。

申し遅れましたが私、本日事務局と後ほど座長に進行たまわりますまでの間、進行役を務めさせていただきます北陸信越運輸局交通政策部消費者行政・情報課の入口と申します。よろしくお願いいたします。

分科会の出席者の紹介につきましては、本日配布させていただきました出席者名簿及び配席図に変えさせていただきます。

開会に当たりまして、北陸信越運輸局交通政策部長落合よりご挨拶申し上げます。

2. 主催者挨拶（北陸信越運輸局 交通政策部長）

（落合部長）

7 月 1 日付けで北陸信越運輸局交通政策部長を拝命しました落合と申します。

本日は大変暑い中、またお忙しい中、第 2 回移動等円滑化評価会議北陸信越分科会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの影響がございまして昨年より 1 ヶ月近く開催が遅れる形になりましたことお詫び申し上げます。また本日は、新型コロナウイルス対策といたしまして消毒液の設置ですとかいわゆるソーシャルディスタンスの確保ですとか、あとは換気の観点ですとか、そういったことについて、事務局としてもできるだけ対策は講じさせていただいたところでございますし、委員の皆様におかれましては、マスクの着用ですとか、当日体調不良の方はご出席を控えていただきたいといった様なお願いをさせていただいたところであります。

前回と会議の運営が大きく異なる部分もございしますが、このような事情につきまして、委員の皆様には、ご理解とご協力をいただき本日の開催に至りましたこと、この場を借りて御礼申し上げます。

また、本日午前中、富山駅の現地視察の機会もいただきました。ご協力いただきました富山市、富山地方鉄道、あいの風とやま鉄道の皆様におかれましては、ご多忙の中貴重な機会をいただきましたこと御礼を申し上げたいと思います。

さて、バリアフリーの関係でございますけれども、平成 3 0 年のバリアフリー法改正に続きまして本年の 5 月にも法改正が行われたところでございます。改正後におきまし

では、バリアフリー化を推進する柱といたしまして、ハード面での整備はもとよりいわゆる心のバリアフリーというようなソフト面での対策の強化が盛り込まれたところでございます。本日の分科会にもハード面ソフト面につきまして、委員の皆様から様々なご意見をいただきたいと思いますし、この分科会を機に、当事者の相互理解が深まることや社会的障壁が除去され、共生社会がより推進するようお願い申し上げる次第でございます。

簡単ではございますが、会議の開催に当たりまして開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、本日の議事次第につきまして事務局より簡単に説明させていただきます。お手元の次第をご覧ください。

議題1では、米島委員、寺田委員より提出いただきました「障害のある人の身体的特性からみたトイレのあり方」について委員よりご説明いただきます。

議題2では本日、見学会を開催させていただきました「富山駅におけるバリアフリー施設整備について」事務局より説明させていただきます。本日見学会にご協力いただきました富山市、富山地方鉄道、あいの風とやま鉄道より施設等の担当者様にオブザーバー出席をいただいております。この議題2において、意見交換を予定しております。

議題3では、市町村が作成する移動等円滑化促進方針につきまして、北陸信越地域で初めて富山県射水市が移動等円滑化促進方針バリアフリーマスタープランを作成したことから、その概要を事務局より説明させていただきます。

議題4では、バリアフリーの施策の取組状況につきまして事務局より報告させていただきます。

議題5では、本年5月に改正されましたバリアフリー法につきまして、その概要を事務局より説明させていただきます。

議題ごとにご意見いただければと存じますが、おおむね午後4時頃までに終了できればと考えております。よろしくお願いいたします。

次にお手元にお配りしております資料について確認させていただきたいと思います。

〔配付資料確認〕

○座長の選出

(事務局)

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず座長の選出となります。本分科会は、前回の分科会で座長を務めていただきました中村委員のお名前で、当分科会運営規則第3条に基づき、召集させていただいております。

座長選出につきましては、運営規則第2条に基づき、座長は委員の互選となっております。

ますが、引き続き、中村委員を座長として事務局で提案させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。それでは、ただいま座長に選出されました中村委員よりご挨拶をいただきたいと思います。中村委員よりお願いいたします。

(中村座長)

NPO法人まちづくり学校の理事、中村美香と申します。本日はよろしくお願いいたします。このように皆様にお集まりいただき、またオンライン、WEBでつながりながら会議が開けることをたいへんうれしく思っております。この委員会自体が、バリアフリーの進捗状況の把握、および評価を行うことそれからもう一つが地域ニーズをより詳細に把握するということで、当事者からのご意見、また関係機関の皆様から忌憚のないご意見等賜りたいと思っております。

Withコロナの時代になってまいりましたので、その点もまた新しくバリアフリー、ユニバーサルデザインの観点からご意見が聞かれることを強く望んでおりますけれども、もうひとつは「私たち」という形で、私たち一人一人、もしくは「私たち」という目線から何ができるかというところも問われてくる時代が参ったのではないかと思いますので、そうしたことから障害それぞれの特徴を捉えながらそれを共有し、よりよいものに努められたらと思います。どうぞご協力の程よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

マスコミの皆様におかれましては、ここでカメラ撮りの方は終了いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本分科会の議事録につきましては、後日皆様に確認後、運輸局ホームページで公開させていただきます。ご了承願います。

これ以降の議事につきましては、運営規則の規定に従いまして、座長の中村委員より進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 議題

○議題1 障害のある人の身体的特性からみたトイレのあり方について

(中村座長)

それでは、議事に入らせていただきます。ちょっと遠くて、なんとなく心許ないような気もしますが、どうぞよろしくお願いいたします。では議題1 障害のある人の身体特性からみたトイレのあり方についてということで米島委員、寺田委員よりご説明をいただきたいと思います。

(米島委員)

米島でございます。このような貴重な時間をいただき、発言させていただきますことを御礼申し上げます。今回は石川県の寺田委員と二人で提案をさせていただきます。障害特性に基づく障害者トイレに必要な機能について、新幹線金沢駅多目的トイレの設置に向けた取組と障害者特性に基づく具体的な配慮事項についてお話をさせていただき、委員の皆様の忌憚のないご意見をちょうだいできればと思って発言させていただいております。まず経過については寺田委員から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(寺田委員)

それではご説明させていただきます。お手元に資料がいていると思いますが、ちょっと手短にお話をさせていただきたいので、資料の24ページをご覧ください。

今回米島委員と二人で少しお話をさせてもらった時に、多目的トイレのあり方について、私たちとして、少し皆様とディスカッションをさせていただきたいなというふうに思いました。その目的は、多目的トイレというのは、ここにも書いてありますように、元々は車いす対応トイレとしていろいろな方々が利用できるというユニバーサルデザインの考え方に従って多機能化し、現在ではよく議題にも出てきていますが、たくさんの設備が設置されるようになってきております。この多目的トイレを車いすの方に配慮し、広いスペースをもって、かつ障害のある方々がトイレを、円滑に快適に利用できるよう整備されたものですから、障害のある方々の身体特性から見たトイレの必要性という条件はまずは、クリアすることが必要になっていると思っています。またそれをクリアすることが大前提なユニバーサルデザインだというふうに我々は考えております。

ただ現状、多目的トイレの中は広いのですが、基本を押さえていないがために、たとえば身体障害の肢体不自由の方々が便器に座ろうと思ったときに、オストメイトの設備が車いすを邪魔してしまったり移れないとか、洗面台が邪魔になって移れないとか、あとは手に障害のある方々が洗浄ボタンであるとか、紙ナプキンを操作しようと思っても届かないですとか、L手すりをつけてあるんですが、L手すりの寸法が小さくて、立って移る人たちが移りにくいとか、様々な障害が、そこに生じているところも一方であるのではないかというふうに考えました。今回世の中がこういうふうに多目的トイレが当たり前の時代になってきたときに、もう一度振り返って障害のある方々の身体特性をどう押さえていくのか、必要かということをご検討いただければいいと思います。

あとは資料としましては、石川県の場合はそういった県の建物を作るときには、県の土木部と私も所属しております県リハビリテーションセンターの中にバリアフリー推進工房というのがありまして、その県の専門家のスタッフ、あとは米島委員がいらっしゃる視覚障害の団体の方や聴覚障がいの方、あと各種肢体不自由の方々にご協力い

ただきまして身体特性を押さえております。こういった取組をしながらでも、なかなかまだ矛盾が生じているのが現状ですが、こういったところをどのように押さえていけばよいのかというところが今回の議題の提案です。米島委員あとよろしく願います。

(米島委員)

具体的には、多目的トイレは車いすトイレから始まって、私ども視覚に障害のある人も一般トイレが大型化、多機能化、複雑化し、非常に利用が困難となり、多目的トイレを利用することが合理的な方法となり、最近では、多目的トイレの機能として、視覚に障害のある方の利用を円滑にできるような取組もしていただいております。

お手元に資料を配布していただきましたけれども、視覚障害の方に必要なトイレ内の情報提供という観点で、少し整理をしてみますと、ステップ1が点字触知案内板の設置です。今日もあいの風駅でご紹介いただきましたように、トイレの入口に点字触知案内板が設置されています。これによって、トイレの利用は円滑に進むだろうと考えていたわけですが、先ほど申し上げましたように、一般トイレが大型化、複雑化、多機能化して、なかなか点字触知案内図だけでは対応できなくなってきました。もうひとつは、中途の視覚障害の方の中には、点字をなかなか利用できない方も増えてきております。そんな中で、今はステップ2の段階に入ってきており、多目的トイレ内便座横に音声案内装置を設置することにより、視覚障害の方が便座にまっすぐ移動し、用を足した後必要な情報を再度音声で確認して出てくることができ、多目的トイレが円滑に利用できるようになります。新幹線金沢駅の駅トイレについても、先ほど寺田委員のお話にもあったようなプロセスの中でよりよいものを作りあげていっておりますので、それを委員の皆さんの評価をいただいて、今後いろいろなところで広めていっていただければと思っています。

それから、ステップ3は多目的トイレを利用する方が、非常に多くなった。視覚障害の方もなかなか利用できない場面が増えていきます。あらためて一般トイレの利用ができるように考えていくことも、今後の大きな課題かなと思います。そのためには一般トイレ内に音声案内装置を設置する、清掃の課題はありますけれども点字ブロックの設置を検討していくことも、施設でもぜひご検討いただきたい内容かなと、私は視覚障害の立場からお話しさせていただきました。

寺田委員の方で、何か最後にまとめがあればご紹介していただければと思います。よろしく願います。

(寺田委員)

今、長々と資料提示しておりますが、お伝えしたいことは以上となります。こういったマニュアル的には、広いトイレ、多目的トイレが広がってきておりますが、細かいところで、それぞれの障害のある方々が使いやすいユニバーサルデザイン的なトイレを

積極的に作っていくためにはどういう取組が必要かというところを押さえていただければと思います、提案させていただきました。以上となります。

(中村座長)

ありがとうございました。このたびはこういった貴重な、非常に初心に戻るような資料をご提示いただきまして、ありがとうございました。またどういうふうにか整理をして、よりよいトイレを作っていけばよいかというご視点もありがとうございました。まずこの資料について、皆様の方からご質問等があればお出しいただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

(中村座長)

では、私の方からよろしいでしょうか。米島委員、点字触知案内板に関してですが、全ての視覚障害の方が触る、触れるということがあるのかどうか、なかなかこちらにお集まりになっている方々がピンとこないかなと思うので、そのあたりもう少しご説明いただきたいと思います。

(米島委員)

視覚障害の方で、点字を使われる方が重度の視覚障害の方です。主に1、2級の障害に該当します。この1、2級の方たちがトイレの中の配置が理解できないということで困難を感じていらっしゃいます。私のように幼い頃から視覚に障害のある人は点字に触れる機会も多いですので、点字触知案内板は、非常に有効に利用させていただいております。最近、途中で視覚障害になられる方が多いですから、なかなか点字を使って情報処理は難しい方も増えています。

そういう面では、点字は非常に有効ではありますが、併せて音声での案内が不可欠な状況に今なっております。私が先ほど申し上げましたように、ステップ1の点字の触図案内板の設置は、かなり進んでいて、社会全体としての共通の理解になっています。また、トイレの入口までの案内は点字ブロックや音声の案内があり、入口までは行けます。問題は中の配置が分からない。そのためにトイレが利用できない。

今後はトイレの中の案内をどのように伝えるか、点字は大変有効ですが、加えて音声での案内もぜひ進めていただければ、理解していただければというふうに考えております。

(中村座長)

便座横に設置するというのが重要なポイントだとあるんですけど、これは具体的にどういう点がいいので便座横に取り付けて欲しいとおっしゃっているのでしょうか。

(米島委員)

皆さんご存じのように多目的トイレは、入口からみて便座は、対角線上のところに設置されているものが多いと思います。音声案内装置がない時は、どのように移動するかといいますと、壁沿いに、右利きの私は時計回りに壁伝いに便座を探して移動しますので、途中にある設備そのものが全て障害物です。いってみれば障害物競走をやっているみたいなものです。

ところが、便座横に音声案内がありますと、多目的トイレ内を直線で、障害物のないところを移動できます。そうしますとどのような装置があっても、それは障害物ではないです。最短距離でいけます。便座横にあることによって、用を足した後座った状態で、その音声案内装置の中央にあるボタンを押すことによって、ウォシュレット操作ボタンやペーパーの配置、非常ボタン、それから多目的トイレ内に配置されている設備を理解して、手洗い台がどこにあるのかを確認した上で、そこに移動して入り口から出てくることができます。多目的トイレの配置が、音声案内装置を付けることによって、いろいろなものが配置しやすくなります。この音声案内装置がないと視覚に障害のある方が非常に利用しにくい多目的トイレという評価に変わってしまいます。

障害のある方がいろいろな使い方をしやすいようにするためにも是非、便座横の座った状態で音声案内装置のボタンが押せるような配置を是非考えていただき、設置していただきたいと思います。この音声案内装置は私どもが使っていて大変有効で、特に今日も家内と来ておりますが、異性介助の場合は男性用トイレに入れませんので、多目的トイレに入って用を足すということになります。以上です。

(中村座長)

ありがとうございます。画像が浮かぶようなご説明をありがとうございました。なぜ便座横かというのもよく分かったように思います。他にご質問はございませんでしょうか。

(猪井委員)

富山大学の猪井です。非常に詳細なご説明ありがとうございました。ご質問させていただければと思いますが、このトイレのチェック、検証を行われたというタイミングですね。いつのタイミングで検証を行われたのでしょうか。いわゆるもう設置が決まってしまって導入するタイミングなのか、少しなんと申しますか、もちろんできた後のチェックというのも非常に大切だとは思いますが、やはり設置が決まった段階でやってしまうとこれはなかなか動かせないと思うのですが、そういう点では少し今回、金沢駅に入られたタイミングを教えていただければと思います。これは寺田委員にお願いしたいです。

(中村座長)

寺田委員にご説明をお願いしたいのですが、よろしいですか。

(寺田委員)

石川県のこういったユニバーサルデザインの注文を作って設計に係わるタイミングというのは、土木部の方で基本設計の段階で一回係わることができるような状況を作っております。なので予算が決まる前にある程度係わって意見を、障害のある方からいただいて、我々バリアフリー推進工房がまとめる、そして土木部に伝えるという作業ができるようにはなっております。

ただ、かなり限られた予算の中で、限られたスペースでというふうにやるので、全部が全部かなうわけではないのですが、基本設計の段階で一回係わります。その後、実施設計が行われていきますので、実施設計の施工の段階でも何度か係わることができるようになっています。説明は以上となります。

(猪井委員)

ありがとうございます。ご指摘のように各段階で入っていただく、基本設計のところに入っていただく、また再度チェックされることは非常に重要だと思います。ありがとうございました。

(米島委員)

米島です、今、寺田委員のお話のように、トイレについては視覚障害の方への配慮ということで、基本設計の段階から、どのような視点で配慮が必要になるのかということでの話をさせていただく機会があります。その中でトイレだけでなく、全体についての配慮も併せて基本設計の中に取り組んでいただきたいと思いますっております。

(中村座長)

ありがとうございます。やはり、一回だけではなく、設計前にもそうですけれども途中で何回か話し合いをもたれていて、より具体的によりよいものへと昇華させているというところが、大きくその後に資するかなと感じました。すみません、今日見させていただいたあいの風とやま鉄道さん安田さん、働いている方々は音声結構いろいろな形でのアナウンスが、混在するような状態もあろうかと思いますが、その状態についてはどのようにお感じになりながらいらっしゃいますでしょうか。たとえば「ポーンポーン」というような音が視覚障害の方に情報提供としてされるんだけれども、働いている側としては、少しそれが苦痛に感じるなどというご意見も聞いたことがありまして。少し音声案内ということに関して、色々、構内でご案内等々ある、混在している状態もあるかと思いますが、実際皆さんをごらんになっていてどのような印象かお聞かせいただけますでしょうか。

(安田オブザーバー)

あいの風とやま鉄道の安田です。今おっしゃられたトイレ音声案内等についてなんですけれども、先生方おっしゃられるとお聞き取りづらい可能性があるのかなという部分はあるんですけれども、それに対しても考えられる限りのもので対応はしている形にはなっているんですけれども、対応しきれない部分に関しては駅員の方で具体的状況を見つつ作業を行っているようにはなっているんですけれども。

(中村座長)

ありがとうございました。駅員さんがお声がけをしてくださるという印象がありまして、全部が機械に頼るわけではなく、人の目も行き届いているというようなところも大事になってくるのかなというような感じがします。他の方はいかがでしょうか。なかなか多目的トイレって難しいところだとは思いますが。聴覚の障害の柳委員は多機能トイレ使われますか。

(柳委員代理)

多目的トイレを拝見させていただきましたが、本日たまたま高速道路で米山のパーキングでトイレを利用しました。大便をする際になのですが、とつぜんちょっと体調が悪くなって緊急ボタンを探したんですが、それがちょっと見当たらず、そういったところは、きちんと付けた方がいいんじゃないかなというふうにも思いました。探してみましたがちょっと見当たらなかったんですね。何か起こったときの緊急ボタンというの必要だと思うんです。富山駅でトイレの様子を見るときちんとそれがついていました。ですけれども米山のパーキングではそれがなかったので、トイレによっての差があるのではないかとということと、きちんと付けた方がいいのではないかと感じました。

(中村座長)

ありがとうございました。緊急呼び出しのボタンを押したらどうなるかっていうのは、利用者にとっては分かりづらい状態になっているのではないかと思います。押したら係員が来るのか、どうなるのかということももう少し情報が提供されるとより安心して使いやすくなるのではないかなと思いますけれども。

(山寄委員)

新潟のNPO法人スペースBeの山寄です。よろしくお願いします。今回の多目的トイレについて、私もよく利用し今お話にもあったように要請介助という場合もありまして、利用しやすい位置づけの施設として大事なものだと思います。

最初は本当に車いすの方でしたが、最近はどなたでもということで視覚障害の方もご利用されますし、一般の体が不自由とまではいなくても怪我をされた方、お子様連れ

の方たくさん利用される場合があります、新しい施設だと2つ必ずあるんですけど、その利用頻度っていうのがどんどん増えてきて逆にそこしか利用できない方が利用しにくいということにもつながっているところでもあります。その点、多目的トイレの数自体が少し増えたらいいのかなと思います。そこが必要ない方も一般トイレでも車いすの方も見させていただきましたが、チャイルドシートがついたり、そこでなくてもお子さん連れの方とか一般の方でも利用できるものがどんどん増えていけばいいのかなと思います。感想ですが、写真等わかりやすい資料でとても良かったです。ありがとうございます。

(中村座長)

そうですね。多目的トイレは、ちょっとファミリートイレのような形、一家でご利用になるというケースもこの頃は見られるというケースもありますので。障がいがある方が本当に必要なときに使える環境を得ることがなかなか難しいところもあって、付近の多目的が増えればいいのかというようなご意見もこの頃はできたというところだと思います。細かいところがシステムに反映していったきちんと基本がさらに更新されていく、ステップアップしていくというのが必要になってきているかなという印象を受けます。これについてはご質問ご感想、よろしいでしょうか。

(事務局)

事務局からトイレの関係で補足説明をさせていただきたいと思います。

事務局の方からの参考資料といたしまして、公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン〔旅客施設編（抜粋版・トイレ部分）〕を配付させていただいております。これは国の方から、公共交通機関についてはこのガイドライン、建築物については建築設計標準というものがございまして、この中でトイレは「こんな形で作ってください」ということでお願いしているガイドラインでございます。公共交通機関のガイドラインにつきましては、最新版としては令和元年10月版というのが出ていますが、トイレの部分の改正につきましては、平成30年7月版がトイレの最新版ということになっております。

先ほど山崎委員の方から利用しやすいトイレというところでご意見が出たところでございますが、国の方では、これまで進めてきていた多機能トイレでは乳幼児連れとかあるいはオストメイトなどの機能を使いたい人が増えたということから、本来は車いすの方はそこしか入れないという問題がございますので、特に機能の分散化というのをガイドラインでは示しているところであります。

先ほど米島委員の方から触知案内板ということで出されたところではありますが、ガイドラインの141ページの方開いていただければと思いますが、触知案内についても出ておりまして、そういったことがステップ1といわれましたが、触知案内板の設置に

については進んできている状況ではないかと思います。

ただ、141ページのところに音声案内あるわけですが、国のガイドラインの中では、便所入り口付近において男女別を知らせることによる案内表示を設置するというので、どちらが男性トイレか女性トイレかあるいは多機能トイレかということ案内するところまでは、ガイドラインで一応示しているところですが、先ほど米島委員の方からありました便座の位置が分かるような案内をするところまでは、まだガイドラインではできていないところでありまして、今回いただいた意見を本省の方へあげていきたいと思っております。

あと聴覚の柳様の方からあげていただいた非常押しボタンについてもガイドラインにはありまして、159ページのところですが、これは多機能の車いす専用トイレの機能ということで、押しボタン通報装置というものも付けるということにしております。事務局から補足の説明でございます。

(中村座長)

ありがとうございました。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議題1につきましては終了させていただきます。また何かありましたら、最後の方でご意見をうかがえればと思います。

○議題2 富山駅におけるバリアフリー施設整備について

(中村座長)

続いて議題2 富山駅におけるバリアフリー施設整備について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局の方からご説明させていただきます。資料2「富山駅におけるバリアフリー施設整備について」ということで資料をご覧ください。

1ページをご覧ください。現在の富山駅ができる経緯でございますが、平成13年に北陸新幹線の延伸にかかる工事認可から様々な検討が始まりまして平成18年度には当時の在来線のJR富山港線が路面電車化され現在の富山駅北口から日本海の方にあります岩瀬浜までつながる富山ライトレールが運行を開始しております。

富山ライトレールは、バリアフリーに配慮した超低床式車両、LRV車両を全ての運行車にしたのが特徴でございます。平成18年度には、内閣府のバリアフリー化推進功労者表彰を受賞しております。この後、平成18年のあとになりますが、富山駅南側を運行している富山地方鉄道の路面電車にも同種のLRV車両が導入されまして、平成26年度の北陸新幹線富山駅開業時には富山駅南側の路面電車路線が新幹線高架下に入り入れるということがされております。その後、在来線のあいの風とやま鉄道の路線も

高架化されまして昨年度に駅の南北をつなぐ路面電車が完成し現在に至っているところでございます。これによりまして、富山駅は新幹線、在来線、路面電車の乗り継ぎが円滑化された現在の形ということになったということでございます。

2 ページをご覧ください。現在の富山駅になるまでには、富山市が進める富山駅周辺整備事業において6つの事業が実施されてきたというところでございます。これらの事業の一部は現在も続いておりまして、将来的には駅東側にある富山地方鉄道本線についても高架化される予定となっております。

それでは次の3 ページをご覧ください。こちらが現在の富山駅になります。まず新幹線駅につきましては、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設を行い、運行開始後はJR西日本が管理しております。整備新幹線につきましては、この鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設保有しJRが運行管理を行うことになっております。続いて在来線ですが、もともとJR西日本の北陸線であった路線が北陸新幹線の金沢開業の際に並行在来線として分離され、現在はあいの風とやま鉄道線になっており、在来線の富山駅はあいの風とやま鉄道さんによって管理が行われています。

今日点字ブロックで通れたところがコンコースというところになりますが、コンコースはそれぞれの管理者が管理しております。路面電車の富山駅停留場ですが、今日見学会に参加いただいた方には、富山市さんがご説明されておりましたが、施設設置管理者としては富山市になります。富山市が設置して、富山地方鉄道が路面電車の運行を担当している形になっております。そして南北自由通路と東西自由通路については、富山市の管理ということになっています。

続いて4 ページでございます。今日見られた方は、当然見られたと思いますが、WEB参加の方にはなんとなく写真だけで申し訳ないですが、新幹線改札、あいの風改札と路面電車に至るバリアフリー動線というものが既に整備されておりまして、施設管理者が連携しながら施設整備、バリアフリー施設整備を行ってきたということになっておりまして、その経緯について、次の5 ページからご説明させていただきたいと思います。

5 ページをご覧ください。まず新幹線駅でございますが、整備新幹線は整備機構が建設するという話をさせていただきましたが、新幹線富山駅を建設するに当たり、整備機構、当時はこの建物（分科会会場の建物）に北陸新幹線第二建設局というものが設置されていたわけですが、この富山駅を含む富山県内3駅を対象とした北陸新幹線駅舎ユニバーサルデザイン検討会というものを開催いたしまして駅舎の具体的な設計など平成23年から障害当事者の意見を反映させる取組というものが実施されております。先ほど議題1でありました金沢駅の建設事業という部分も整備機構が関与しているということで金沢駅の方も同様な取組というように考えてよいのかなと思います。参加団体といたしましては、富山県の身体障害者福祉協会や視覚の協会、あるいは聴覚の協会の他、また本日ご出席いただいております分科会委員の細川委員が所属されております富

山県手をつなぐ育成会など各団体が参加しておりまして、特に第 1 回目につきましては、トイレの計画案などを整備機構側より提案されたようでございます。そして駅の完成後の平成 26 年には駅舎内覧会ということで、まだ使用開始前の駅を見ていただくという会を設定したということのようでございます。資料の方には、特に駅舎内覧会で出された意見ということで上げさせていただいておりますが、建設前からいろいろな意見が出てはいますが、やはりできたものを見ると、「もっとこうした方がよいのではないか」という意見があった状況ではございます。

続いて 6 ページをご覧ください。6 ページは新幹線の開業時の状況ということで、バリアフリーの部分ではこういったことに関して配慮して作りましたということの説明資料になっております。

続いて 7 ページでございます。これは新幹線開業後の J R 西日本の取組でございます。整備新幹線は、整備機構が建設して運行開始後は J R が管理するという話をさせていただいておりますが、運行開始後に J R 西日本として降雪時の乗降円滑化の取組として融雪マットの敷設ということを実施されたということでここに挙げさせていただいたところでございます。

続いて在来線における取組でございます。8 ページをご覧ください。在来線のあいの風とやま鉄道では、高架化完成後の取組でございますが、富山障害フォーラムという団体の方々が行った駅構内ウォッチングとそれに対する要望について、対応を行ったという事例でございます。具体的には駅構内のエレベーターの案内に対する「初めて利用した人がどこなのかわかりにくいですね」というご意見に対して対応したというものでございます。

先ほどの新幹線駅もそうですが、新設される際には、国の基準とかガイドラインに沿って整備されるわけですが、エレベーターの案内等については、基準には適合していても実際に利用してみるとわかりにくいといったこともあろうかと思っております。その改良の例が 9 ページでございまして、実際にそのアナウンスを変えたということでございます。一度設置されたエレベーターの案内放送の見直しというものはなかなか費用のかかるものではございますが、意見を踏まえあいの風とやま鉄道では、案内の改良を実施したということでございます。

最後に路面電車停留場及び自由通路を管理する富山市の取組でございます。10 ページをご覧ください。富山市では、北陸新幹線開業時と路面電車南北接続運転開始のその 2 回の機会に合わせて、障害当事者が参加する意見交換会、現場見学会を実施しております。参加団体は、富山市の身体障害者福祉協議会、視覚、聾唖等の団体ということでございます。富山市では意見を踏まえ、平成 26 年度新幹線開業時に設置された施設の改良についても、路面電車の南北接続開始時に併せて実施しているというところでございます。具体的な例として、11 ページでございまして、トイレの識別表示の明確化と

か、サイン表示のもっと大型化などを富山市さんの方では実施されたということでございます。

あと資料の方は、昨年度新たに設置された、今日もご覧いただきました路面電車の富山停留場の通路のバリアフリー化の状況ということで3ページほど写真のついた資料を付けさせていただいているということでございます。

資料説明としては以上ですが、本日午前に、富山駅バリアフリー見学会を実施させていただいておりますが、見学した施設の施設設置管理者の富山市さんとあいの風とやま鉄道の担当の方がオブザーバーで、本分科会に出席されておりますし、また見学会で乗車いただきました路面電車を運行されております富山地方鉄道から鉄軌道の担当者がオブザーバー出席されておりますので、この議論の中で見学会のご意見等賜ればと思っております。以上でございます。

(中村座長)

ありがとうございます。富山駅については様々な方々がご努力をされて細かいスパイラルアップをしているのではないかなというふうに思って、確実によくなっていることだと思います。7ページにある融雪マットなどはやはり雪の多い地方である北陸としてはやはりそういったことに対しても標準化、着実に整備を進めていくことが望まれることかなと感じました。

皆様の方からご意見いただきたいと思いますが、特に見学会に参加いただいた皆様からご感想やご意見等を賜りたく思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

(猪井委員)

富山大学の猪井です。拝見させていただいて非常によく整備がされていると思いました。ちょっとあの重箱の隅のようで申し訳ないのですが、今回の資料の3ページにもでていますように、(外国語表記について、2カ国表記、)4カ国表記が混在していて、あともうひとつこういったところは、実はバリアフリーの考え方としますと駅を中心にそこから街へつながって欲しいということから考えるんですけれども、皆様がそれぞれの施設でこういう継続的にスパイラルアップの取組をされているというのは非常に素晴らしいことだと思うんですけれども、街全体で見直すという意味でも、そのあたりについては惜しいなという気がしました。

たとえば、ちょっとそこまでちゃんと確認はしていないんですけれども、表示名が微妙に違うとか、そういったことも一度街全体で見直すためにも、たとえば今回、射水市さんがマスタープランとして、交通バリアフリーマスタープランとしてもう一度立て直されるということもされていますので、そういうこともこの北陸での取組として、施設それぞれ皆様よく頑張っておられますので、その施設のつなぎというところがちゃんとできているのかというところを何らかチェックするとか、一度施設ができていて「じゃ

あどうするか」というシェアをするためにもそういう計画というのはいるんじゃないかなと思いましたので、先ほど申し上げた（外国語表記の）混在、実はここだけの問題ではなくて、関西でもいろんなところで混在していて、いろんなところがあります。そういったところは本当に重箱の隅ですが、そういうところは感じました。

（米島委員）

米島です。午前中の見学会を見させていただきました。路面電車駅の音声での情報案内は大変素晴らしいなと思います。設置している電車の情報もしっかりアナウンスされていましたし、渡ってはいけないときの音声での紹介や警告音の組み合わせなども大変わかりやすく、いいものだなと思いました。ぜひこの地域の取組が全国の都市交通システムの導入に当たって参考にしていいただければなと、障害のある私どもとしては大変うれしい取組に感じました。

それから電車が通るときに、運転手さんが「チン」と鳴らされました。お気づきの方もいらっしゃるかもしれません。まさに「今から通りますよ」という意思表示、私はこういうサインこそが、本当の心のバリアフリーにつながっているじゃないかと思います。

全体の音の中で、あの音は電車が通るなと、昭和に生きた私にとりましては、レトロな感じを含めて、富山の素晴らしい文化を感じましたので是非今後も運転手の皆様には心のサインを音で表現していただく取組を継続していただければと思います。大変素晴らしい体験をさせていただきました。ありがとうございます。

（中村座長）

当事者ならではの視点だと思います。ありがとうございます。

（山崎委員）

スペースB eの山崎です。午前中の見学会ありがとうございました。富山駅何度か利用する機会があります。まだ工事途中の段階でしたので、今回見させていただいて使いやすくなって、また雰囲気も変わったなというところを見せていただきました。今回L RVに乗車させてもらいました。段差の少なさ本当に驚きました。単独で前進でキャストアップができない状態でも乗車できて、降りるときもそのまま降りることができたことにすごく感心しました。

あとで聞かせていただきたいのですが、他の停留場等で多少の段差の違いはあるんでしょうが、乗降車できないところはあるのかなというところ、狭いところ、低いところ色々あるでしょうけどそういうところはあるのかなと質問したいなと。

全体的ですが本当にゆったりとして、これは昼間の時間でしたから、混み合った時間にホーム等の行き違い、視覚障害の方、車いすの方どんな感じでしょうか。先ほどの路面電車を利用者されていて、新潟のホームも、まだ高架の方、工事途中でですけどこんな

ふうになって、電車の新幹線、在来線、それから街の中につながる路面電車につながる路線っていうのはすごいなと。

新潟の場合ですとバスということですが、その辺いかにスムーズに入れたらいいのかなと期待して、うらやましいなという感想を持ちました。以上です。

(遠田オブザーバー)

富山市の遠田です。富山市で整備している停留場につきましては、全て、今日ご利用いただきましたようなバリアフリー対応の停留場になっておりまして、狭いところでも有効幅員1.5mを確保しており、高さも今日ご利用いただきました富山駅と同じ高さで整備しております。その他の停留場につきましては地鉄さんの管理になりますので、地鉄さんの方からお話しいただければと思います。

(竹澤オブザーバー)

富山地方鉄道の竹澤と申します。よろしくお願いいたします。富山地方鉄道で整備している箇所はご指摘のとおり何カ所かはまだバリアフリー対応になっていないところがあります。スロープがなかったりとか、こういったところに関しては今後の課題ということになろうかと思っております。

(中村座長)

そうした少し使い勝手がまだ整っていない部分の情報については、ホームページ上とかでは情報提供されていらっしゃるでしょうか。

(竹澤オブザーバー)

今後また整備していければなと思っております。

(中村座長)

ありがとうございます。

(柳委員代理)

今日初めて電車に乗って大変うれしかったです。それはそれとしまして、一つ二つ意見を言いたいのですが、やはり視覚障害者に対して安心できるといいますか、東京の山手線ですね。聾啞者の立場として、たとえば電車で災害時の時に電車が止まった場合の、そういう情報をとといいますか、電光掲示板で文字を出すというような文字でお知らせするというような体制が整っているのかどうか聞きたいと思っておりますけれども。

(中村座長)

非常時にどのような対応を、情報提供をされているかというところですけども。

(竹澤オブザーバー)

災害時の緊急停止をした際、車両の中で何か文字でお知らせするものがあるのかというところなんですけれども、実際現時点ではそういった施設にはなっておりません。

ただ、車内にはモニター等がありますので、今後ですね、そういった文字を流せるようにすることは可能かと思っております。現在のところ、今日お乗りいただいた路面電車というのは、意外と中がそう広くないといえますか、長くない車両なものですから、何かあった場合には、停まって運転手がお客様に何か声をかけたり、身振り手振りでご案内するというようにしておりますので、今のところそういったところで運転手に対応するというようにしております。

(中村座長)

柳委員、逆に、災害時急に電車が止まった場合などはどのように対応してもらいたいというふうにお考えですか。

(柳委員代理)

運転手さんが案内するということでしたけれども、その中にはやはりマニュアルをしっかりしてもらって、文字盤があるのでお知らせは「ちょっと待ってください」とかそういうので、文字で知らせる、文字盤で書いて知らせるという対応してもらえればいいと思います。

(中村座長)

耳が不自由な方がおられるという想定の場合、今日も私使っていますが、普通のよくあるこう資料を挟む板なんですけど、その裏に、１００円ショップ等でホワイトボードの仕様のものがありますので、それを切って後ろに貼ってあるんですけれども、これだと水性のペンさえあれば、色々書いて消すということが出来ます。災害時の場合は、「聞こえない方はいませんか」と呼びかけてあげてください。そうすると、聞こえない方がそばに来てくれるはずなので、「耳の聞こえない方いらっしゃいませんか」と、「いますか」というふうに声をかけるといいと思います。なんでもいいんだけれども、そのような形で運転手さんの方が、対応できるようよろしくお願いいたしますと思います。

(本田委員)

新潟から参りました本田でございます。このたび富山に参りまして、とてもすてきな電車に乗ることができてすばしかったです。新潟にはああいった電車はなくて、とてもすてきな富山だと感じました。それと同時に私どもの方は精神の方、身体的疾患のない、精神、心の世界の中の、身体の方々が救われる施設であれば、またそれも私どもといたしまして、環境整備において私ども快く、昔から多目的施設ということに関しては、

わざわざそれを使ったりして、非常にお手洗い利用させていただくことは、とても私どもはとても気持ちのいいものですから、身体的欠陥の障害だけじゃなく、私どもも大変に、こういう場において大変に感謝いたしております。ありがとうございます。

(中村座長)

ありがとうございます。

(細川委員)

富山の育成会の細川といいます。今回は他の県から来てくださって富山の駅も新しくなって、電車、お褒めくださるのは大変ありがたいと思っております。普段から新幹線乗ったり、ライトレール乗ったりして、当たり前なものでしたが、あらためておっしゃっていただくとうれしいなと思うんですけども、実はやっぱり心のバリアの問題っていうのはどうしてもある。

今日は皆様方、お昼間のすいてる時間帯であったものですからね、何のことはなかったと思うのですが、実はちょっと先日困ったトラブル聞きまして、それはコロナの問題なんですね。コロナで自粛がずっと続いていて、利用者側の方も緊張感があり、社会の方も緊張感があると、それがだんだん解けてきて、高校生なんかが学校へ行きだして、電車なんかに乗るようになった。そこへ自閉症の方が、事業所へ自分で通所している方なんですけれども、出くわして、高校生さんうれしくて大きな声でしゃべっていたんでしょね、それがとても気になって、いきなりぼかんとやってしまったということで逮捕されてしまったというそういう事件がありました。

今までは当たり前に、騒がしくてもある程度みんな我慢してたのが、片方がストレスためているし、片方は「やっと学校行けるようになった」とこういうので、おそらくこの後どうなっていくのか私はひどく心配しているんですね。今までのこの周りの方が、困ってる方に声かけてくださるっていうことが知的障害の、特に一人で乗ってる人にはとてもありがたいんですっていう話よくしてたんですけども、今私たちこれからWithコロナの時代にどのようにしてそれぞれの利用者さん、あるいは社会の安心と心のゆとりというんでしょうかね、お互いに思いやる気持ちをどうしていけばいいのか。あるいは事業者さんなどが、どのようにこれからしていこうとお考えになっているのかなということ、ちょっとお時間借りて発言させていただきました。

(中村座長)

とても難しいところだなというのはあるかもしれませんが、このあたり、Withコロナになってからなにか障害がある方に対して対応で苦慮しているだとかこんな工夫をしているという点があれば、事業者の方からお聞かせいただければと思いますけれども、何かございますか。あまりそうした声は、まだそれほどないですかね。

(米島委員)

米島です。Withコロナということで、石川県の目の不自由な方とお話をしますと、一人で外出する機会が、今の段階ではかなり自粛されている。特に公共交通機関での外出については、周りの人との距離をどのように保てるかが十分分からない不安の元で、自粛されている方がいらっしゃいます。これまで単独で外出されていた方が、目の見える方と一緒に外出する機会が増えたとも聞いています。一人で外出した場合に、駅などで駅員の方や利用されている多くの方から「大丈夫ですか」「何かお手伝いしましょうか」と声がかけられるようになりましたが、はたしてWithコロナになっても、今までと同じように、声をかけていただけるんだらうか、まだ外出の機会が少ない中で、以前のようになるだらうか、元の状態に戻っていけるのか、そんな不安を持ちながら日々暮らしている人が多いように思います。以上です。

(中村座長)

必要に応じて声かけはしていただきたいということと、あとは新潟県の方では配られると思うんですが、「困っています」のヘルプカードですかね、障害のある方は携帯しつつ提示しながら事業所の方々にも周りの方に知らしめていくというようなことも必要になってくるであろうというふうに思います。

また本省の第2回移動等円滑化評価会議資料のところに成田空港での取組の中で、精神的にパニックを起こしたりとか、先ほど本田委員の方は、多機能トイレ、多目的トイレの方で、少しカームダウンされたりとかすることもあって気持ちがいいというお話ありましたが、カームダウン、クールダウンをして、少し一人になりたいというか一人になれるようなスペースがあると安心するというようなお話もあります。駅の方々が、事業所の方々の見える範囲でそのような場所がとれるのであれば、そういうことやまた地域とのつながりの中でそういう方のケアも進めていくことができればいいと思案しております。

何かご意見ありますでしょうか。WEBでつながっている皆様からのご発言がなかなか難しいと思いますが、いかがでしょうか。このあたりのことやこれまで出た話題について、少し補足やご意見があればWEB参加者の皆様の方からご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。ヒューマンネットながのの川崎さんいかがでしょうか。何かご意見等ありませんでしょうか。

(川崎委員)

そうですね。あの、午前中参加できなかったのが非常に残念で、見たかったなと思っていますところですけど。そうですね、色々多目的トイレの部分が、今ちょっとしたスキャンダル等で多目的トイレに行きづらくなったとの声もあるんですけど、本末転倒

だと。結局誰でも使えるものでもなくなってしまうのかなと。やっぱり、その辺の正しいというか、本来の目的のための使われ方というかをしっかりやっていかないといけないのかなというところを感じたのと、あとそうですねコロナ対応ですけれども、今大きな問題には僕も会ってはいないんですけれども、やっぱり体に接触したりってというのは、街を歩くときにも気軽にものを落としてしまったときに、「ごめんなさい」という声がかなか出づらくなってしまうなっているのがあります。そんなところでしょうか。

(中村座長)

ありがとうございます。社会からの声かけは今後も欲しいし、自分が何か困ったときに声をかけて欲しいというところで少し不自由を感じていらっしゃるというところもあるんじゃないかな。

(川崎委員)

そうですね。

(中村座長)

他の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。たくさんのご意見やご感想をいただきました。それでは議題2に関しては終了させていただきたいと思います。

3時10分再開でまたお願いいたします。それまで休憩とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔休憩 14:55～15:10(15分間)〕

(中村座長)

定刻より若干早いですけれども、再開させていただきたいと思います。前半戦で、まだご発言のない方もいらっしゃいますので、またWithコロナという時代になって、なかなか対応にも苦労されていることもあるかもしれませんので、そうしたことも含めこれまでの感想でもかまいませんので一言いただければありがたいなと思います。すみません、では旅客というところからJRの方からお話をいただければと思います。

(遠山委員代理)

JR東日本新潟支社の総務部お客様サービスを担当しております遠山と申します。よろしくをお願いいたします。

先ほどWithコロナの話があったんですけれども、実は私どももその関係で議論をしていることがあります。といいますのは、目の不自由なお客様にお声がけをしたりとか、あるいはご案内するときに、腕あるいは肩をお貸しするというのをこれまでやってきたんですけれども、なかなかその声をかけづらいとか、あるいは本当に自分たちの

体を差し出して相手の方はどう思っただろうかというようなことを社員から声がありましたので、悩ましいところだなとは感じてた訳なんですけれども、できましたらその辺をお聞かせいただければなと思います。

(中村座長)

米島委員どうぞ。

(米島委員)

米島です。まず結論から申し上げますと、今まで通り声をかけていただきたいと思いますし、今まで通り基本の姿勢で誘導していただければと思います。私どもも非常に新型コロナの感染予防ということで心配をしています。外出するときには、見える方と一緒に手引き歩行という技術を使って外出しております。そのときは、私ども目の不自由なものは発熱や風邪症状がない健康な状態を確認しながら、誘導していただく方も体温測定や風邪症状のないことを確認して双方が安全であることを確認の元でやっております。ぜひJRの職員の皆様も日々健康チェックをなさっていると思いますので、安心して誘導できますよという、姿勢で臨んでいただければ大変うれしいなと思います。

(小林委員代理)

JR西日本金沢支社企画課の小林と申します。今日はありがとうございます。先ほどから色々お話をさせていただきました1番の多目的トイレのことについてでございますけれども、トイレ設置につきましては、色々関係機関の方々とお話しさせていただきながら作ってはおりますけれども、実際に使用される方、先ほどからのご意見伺いましてお手洗い、障害物となったりしていることもお聞きしております。100%にできるかは分からないんですけれども、今日教えていただいたことを会社の方で展開していきまして、今後またトイレの設置の方にも活かしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

(中村座長)

続きましてよろしいでしょうか。島村委員よろしいでしょうか。

(島村委員代理)

北陸信越鉄道協会の島村といいます。当協会、新潟長野富山石川の4県のJRさん以外のいわゆる地方民鉄の会社14社が加盟しております。その中で、こういうバリアフリーの話も会議があったりした場合に色々トラブル等の報告が出たりというケースがありまして、そういう場合にもいわゆるソフト面の対応といいますか、そういう部分でいろいろな話をしているものですから、今日もこの会議の結果等も参考にさせていただきながらそういう会議に反映させていきたいと思いますので。どうも本当に素晴らしい

機会をいただきましてありがとうございました。

(中村座長)

それでは後ろの方、北陸信越バス協会様。

(小竹委員代理)

北陸信越バス協会、富山県バス協会の方から参りました小竹と申します。最初のお話からいただいた、要するにユニバーサルデザインのトイレの話大変ショッキングといえますか、ユニバーサルデザインはどんな障害者の方にも通用するものだと思っていたところですが、そういったお話をいただいて大変重要なポイントだなと思って勉強させていただいたところであります。

あとバス事業に限っていいますと、バリアフリー化のバス事業の大きな指標とすれば、ノンステップバスの導入ということでございまして、北陸信越ブロックでは、鋭意毎年ノンステップバスを導入して努力をしておるところでございます。しかし大変なバス事業の現状からすると、いきなりノンステップバスの導入をするということは、意欲はあるのですが、なかなか遅々として進まないのが現状かと思えます。まあそういったところ、国交省の方からもいろいろな苦情いただきながら鋭意進めているところでございます。今後もしっかり進めていきたい、そう思っているところであります。以上です。

(中村座長)

タクシー部門いかがでしょうか。

(清澤委員代理)

富山県タクシー協会から今日は代理で出席させていただいております。タクシー事業につきましては、タクシーというのは中央の方では、このコロナ時代に対しては、タクシーは非常に安全な車だというようなメッセージを積極的に発進していつているわけですが、ただ、今JR東日本さんからありましたように、視覚障害の方の誘導というのはどうしたらいいのかなというような疑問を持っておりました。実際に接触してというところが、どう対応したらよいのかというふうに思っていたところ、同じような質問が出たので、ああそうなのかというふうに思っているところです。

タクシーにつきまして、バリアフリーということで全国的にユニバーサルデザインタクシーの普及が進んでおります。国土交通省さんの方でも、今年開催予定でありましたオリパラに向けて当初の計画を上乗せして4万4千台を全国で福祉車両を含むUD車両の普及を図るということで、非常に力を入れて推進されているところであります。今地方においては非常に疲弊してきたというところがあり、高額な車両というのは導入できない非力な事業者が多いというところで、なかなか進展はしていないところですけど

も、その中においても各地方においてそういった車両の導入に懸命に取り組んでいるところでございます。

(中村座長)

ありがとうございました。あの、かなり普及してきていると思うのですが、評判の方はいかがなものでしょうか。利用客からリピートなどもあるのでしょうか。

(清澤委員代理)

今までUD車両というとトヨタのジャパンタクシーというのは、低床であるということ、それから車内の移動がスムーズにできるということで好評受けているところですが、ただ車いすの方につきましていろんな形でご批判をいただいたりしているところが多々あるところで、その辺はメーカーの方でも改善を図っていただかないと事業をするところではなかなか対応できない部分があるのかなというところです。

(中村座長)

そうですね。車両の方で改良が必要な部分も多々あると思います。ありがとうございました。続いてすみません、新潟空港ビルディング株式会社さん。

(北村委員)

新潟空港ビルディングの北村と申します。私も新潟空港におきましては、正直移動自粛の要請もありまして未だ国内線の搭乗率は約30%、しかも札幌、名古屋、大阪、福岡まあ感染者が比較的多い都市を結んでおりますものですから今時点でもどうしてもお仕事でという方がほとんどでございまして、障害者の方につきましても私も毎日見回っておりますけれども、ほとんどまだご利用いただけていないという状況でございます。

ただ、今話題になっております観光の企画ですとか、移動自粛の緩和、これに伴いまして当然ながらお客様は増えてくる。その中で、先ほどもご発言ございましたけれども、お一人お一人が新型コロナの対策、それから感染の恐怖そういったものの意識が変われると。今までのお仕事などでやむを得ずという方々以外の方々が増えていっちゃったときにどこまでビルの管理事業者として対応すればいいのか、お客様からトラブル、クレームのお話があったときにどこまで対策、方策を考えたらいいのか、というところで日々悩んでいる形でございます。ただ障害者の皆様方にもいろんな形で、先ほどお話しございましたけれども、手を貸して欲しいとか、案内をしていただきたいとかそういったお声が直接いただければ、是非対応したいとは思っておりますけれども、やはりこちらからどこまでやっていいのかなというところ不安をかかえております。

先ほど、あのご方針をいただきまして、こちらの方できちんと管理をしているのであ

れば今まで通りというお話もいただきましたのでこれを参考にさせていただきまして、また会社として検討させていただきたいと考えております。

(中村座長)

ありがとうございます。障害者の方から逆に積極的にアピールがあれば、しやすくなるということもあるということですね。ありがとうございます。新潟市の坂井さん新潟市の交通の方でもバリアフリーということでバリアフリーの縁石の話もあるかと思いますが、その辺も含め、もしよければお話いただければなと。

(坂井委員)

新潟市都市交通政策課の坂井と申します。今委員長の方からお話ありましたとおり、バリアレス縁石の社会実験というものをこの秋、私ども行いたいと考えております。バスを利用しやすくするということでバスの乗り降りの場面で、行政側の役割としまして、どれだけバスが歩道に近寄れるかということで、メーカーでバリアレス縁石というものを作成しておりまして、そういったものを使ってどれだけ歩道にバスを寄せられるかというところを確かめるような実験をこの秋に行いたいと考えております。こういったことを通じましてその効果を見極めながら、市内のバス協等々に広めていければと思っておりますので、成果が出ることを期待しておりますので、また情報発信して参りますので、よろしくお願いいたします。

(中村座長)

できるだけそうしたときには、こちら側としても参加ができれば参加をし、お声を届けていくということなのではないかな。

(坂井委員)

バリアレス縁石を設置するのが、新潟駅前の私どもの基幹の路線になります、万代橋ラインというところのバス停になります。乗り場という形になりますけれども、そういったところで実験を3ヶ月ほどかけてやりますので、また私ども、ご意見サイトということで、ご意見いただけるような場所を用意してございます。ぜひぜひご利用いただきまして、そういったところにお声いただければなと考えておりますので、そちらの方も是非よろしくお願いいたします。

(中村座長)

ありがとうございます。事業者の皆様の方からもご意見いただきましたが、他はよろしいでしょうか。

○議題3 移動等円滑化促進方針の策定について

(中村座長)

続きまして、議題3に入りたいと思います。移動等円滑化促進方針の策定について事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

それでは事務局より議題3ということで、富山県射水市バリアフリースタープランについてご説明させていただきたいと思います。資料の方は資料3をご覧ください。

まず1ページをご覧ください。市町村が作成いたしますマスタープラン基本制度の概要でございますが、平成30年のバリアフリーの改正の際に、これまでの基本構想制度に加えまして、移動等円滑化促進方針、マスタープランという制度が創設されております。マスタープランは、市町村の旅客施設を中心にする地区や高齢者障害者等が利用する施設が集まった地区を移動等円滑化促進地区に設定し、施設が集積する地区の面的一体的なバリアフリー化を進めていこうとしているものでございます。

昨年度はこちら富山県射水市を含めまして、岩手県遠野市、兵庫県明石市、奈良県奈良市、山口県宇部市、福岡県飯塚市、大分県大分市の全国で7市が作成しているところでございます。2ページをご覧ください。

北陸信越運輸局管内、新潟、長野、富山、石川4県の状況でございます。基本構想については、管内の17市町村が作成していたところでございますが、昨年度の新たに創設されましたマスタープランを、富山県射水市が作成したところでございます。現在は新潟県糸魚川市が本年度作成に向け取組を行っております。

それでは次のページから富山県射水市のマスタープランの概要についてご説明させていただきます。まず射水市ですが、ここ富山市の西隣に位置しまして、人口は約9万2千人です。平成14年には、旧小杉町が、市内で最も利用者数の多い駅である小杉駅を中心とした小杉駅地区バリアフリー整備基本構想を作成しているといった市でございます。

4ページをご覧ください。射水市では、国がバリアフリー法を改正し、マスタープラン制度を創設したことと、先ほど紹介しました小杉駅地区バリアフリー整備基本構想の作成から市の状況が大きく変化しているという状況を踏まえまして、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するためマスタープランの作成を行ったということでございます。

できあがったマスタープランそのものにつきましては、本日の参考資料で配付させていただきます。

5ページをご覧ください。そのマスタープランの検討に当たりましては、まず市の関係部署が連携した事務局というものを立ち上げまして、その上で学識経験者、高齢者障害者等の団体の代表の方、公共交通事業者などからなる協議会というものを設置しております。この協議会における4回の議論と、関係者によるヒアリング、まちあるき点検

等から、このマスタープランを作成したということでございます。

6ページをご覧ください。このマスタープランの計画期間といたしましては、5年間ということになります。5年目を目途に、目標に実施内容を見直して次の計画につなげていくということとしております。そして6番のところですが、移動等円滑化の促進に関する基本的な方針ということで射水市といたしましては「やさしさとともに歩むまち いみず」という基本理念を掲げまして3つの基本目標と3つの基本方針に取り組むというような全体的な方針、基本的な方針を作成しております。

その上で7ページ8ページになりますが、射水市ではマスタープランにおきまして、3つの移動等円滑化促進地区を設定しております。7ページにありますのが小杉地区、8ページにあるのが新湊地区と大門・大島地区ということになります。移動等円滑化促進地区の設定の基本的な考え方といたしましては、これまでの小杉駅地区バリアフリー基本構想の重点整備地区に加えて、関係者へのヒアリング結果や射水市の都市計画マスタープランの全体構想あるいは、国の移動等円滑化の促進に関する基本的な方針の内容を踏まえて、移動等円滑化促進地区というものを設定したということでございます。そしてこの移動等円滑化促進地区におきまして9ページにあります具体的な取組を実施していくということでございます。

最後に10ページでございます。心のバリアフリーに関する取組として、このマスタープランの中で、高齢者障害者等の特性やニーズの理解、人材の育成、確保の取組を行っていくということにしているところでございます。

本日、議題の2でも取り上げさせていただいた障害当事者等の意見を反映させる取組が進んでいくためにも、国といたしましては、市町村のマスタープラン作成の取組を推進していきたいというところでございます。説明としては以上です。

(中村座長)

はい、ありがとうございました。ただいま説明がありました移動等円滑化促進方針の作成について、ご質問ございませんでしょうか。心のバリアフリーに関する取組にも取り組まれるということでしたけれども、それらに関してもご質問、不明点ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。また何かありましたら、後からも機会もうけたいと思いますので、ご質問ご意見ありましたら後ほどお願いしたいと思います。

○議題4 バリアフリー施策の取組状況等について

(中村座長)

それでは議題4 バリアフリー施策の取組状況等について、事務局より説明をいたします。

(事務局)

バリアフリー施策の取組状況についてということで、資料といたしましては資料4、5、6ということになっておりますが、時間が迫ってきておりますので、資料5の方から説明させていただきます。

これは北陸信越運輸局と北陸地方整備局の取組ということでございますが、まず1ページの整備局の取組ということで、整備局では北陸技術事務所のところに「ほくぎひろば」という体験教室がございまして、小学生の体験が多いところ、昨年度につきましては、生活協同組合のコープ新潟の「くらしの助け合い たんぽぽ会」という方、一般の方が参加されて、高齢者疑似体験とか車いすの介助体験を実施したということになっております。あと「北陸地方整備局見学デー」というのが毎年7月、今年は新型コロナウイルスの関係で実施が困難というところになっておりますが、この中でもバリアフリーの体験というのを実施させていただいたということでございます。

続いて北陸信越運輸局としての取組でございますが、4ページをご覧ください。4ページでは、分科会の委員でもあります富山短期大学明柴先生の教室で、昨年度バリアフリー教室を実施させていただいたところでございます。富山短大の学生80人あまりの方にご参加いただきまして、車いすを使ったノンステップバスの乗車体験や特殊サポーターを着用した高齢者疑似体験を実施させていただいたところでございます。

そのほかの取組といたしましては、運輸局としては3ページの各種イベントにおける取組ということで万代シティバスまつり等、バリアフリー教室を実施させていただいたところでございます。

その他5ページになります、先ほどバリアフリーマスタープラン作成ということでお話しさせていただきましたが、市町村の担当者を対象としたガイドラインの説明会実施させていただいたり、鉄道事業者担当者の会議で接遇ガイドラインというものの存在を知ってもらうため、説明させていただいたりということをさせていただいたところでございます。

続いて、資料4をご覧ください。残り時間がなくなっておりますので、要点のみを説明させていただきたいと思いますが、国では移動等円滑化の促進に関する基本方針におきまして、令和2年度までの公共交通機関等の整備目標を掲げているところでございますが、新潟、長野、富山、石川4県の達成状況等について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。まず駅についてですが、1日あたり平均利用者数3千人以上の駅につきまして、令和2年度までに、目標100%ということ掲げて取り組んでいるところでございますが、平成30年度末の状況につきましては、視覚障害者誘導用ブロックについては90.4%、段差の解消については80.7%、障害者トイレについては78.3%ということになっております。続いて4ページ5ページ、ノンステップバスの導入についてですが、令和2年度までに全国で3万5千台を目標としていると

ころでございますが、平成30年度末までに全国で27,574台までの導入が進んでおります。そして4県の導入率としては、43.8%というような形になっております。続いて6ページでございます。福祉タクシーにつきましては、令和2年度までに全国で44,000台を目標とするところ、平成30年度末までに29,516台までの導入が進んでおりまして、4県の合計では、1,003台の導入ということになっております。その他、8ページ以降につきましては、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港、都市公園、路外駐車場の整備状況等が資料にあるということでございます。

最後に資料6でございます。資料6につきましては、公共交通事業者等のハード、ソフト取組計画についてということでご説明させていただきたいと思っております。

1ページをご覧ください。平成30年のバリアフリー法改正によりまして、一定規模以上の事業者において、事業者によるバリアフリーに関する取組をこれまで以上に進めるため、ハード・ソフトの取組計画の作成、状況の報告が義務づけられまして、対象事業者はこれを公表するということになっております。昨年12月に最初の計画が示されまして、今年6月からは、毎年1回の計画と状況報告を行うことが義務づけられているところでございます。北陸信越運輸局管内の具体的な対象事業者については、最後の4ページでございます。ハード・ソフト取組計画については、各社のホームページあるいは、駅等に掲示して公表しているというところでございます。資料説明としては以上になります。

(中村座長)

ありがとうございました。ただいまご説明ありました取組状況等につきまして、皆様からご意見ご質問等はございませんでしょうか。

(明柴委員)

富山短期大学の明柴と申します。先程来からでております心のバリアフリーということで、昨年度私どもの本学でバリアフリー教室を開催していただきまして学生も学びになりましたし、私自身も学校のバリアフリーの現状だったり、状況を見る機会にもなりましたが、やはり共生社会だったり一人一人の自己実現という観点で考えると、やはり当事者の目線であったりということを経験から学ぶことも多く、また私自身学識者でありながら、教育者でもありますのでこういったこの場で議論されていることや情報交換されていることを、いかに次代を担う若者に伝えていくというのが私の役割かなと思ひまして。

先ほど射水市のマスタープランにもありましたが、心のバリアフリー、バリアフリー教室というのがありましたが、年齢に応じた、寄り添った、年齢ごとのバリアフリー教室を行うことによって、よりそういった理解や認識を高めていくことが今後の課題かなと思ひます。そう感じている次第です。

(中村座長)

ありがとうございます。やはり年齢に応じて、あり方、伝え方が変わってくるのかなというふうに感じます。他はいかがでしょうか。今年までは評価軸の方もハードにやっているわけですが、来年度以降はソフト面での評価軸を定めて評価をしていくことになっていくであろうというふうに思います。そういったことも、考えながらまたご意見があればと思いますがいかがでしょうか。

○議題5 バリアフリー法の改正

(中村座長)

では議題5 バリアフリー法の改正について、事務局の方よりご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

資料の方は資料7になります。今年の5月に改正されましたバリアフリー法の概要についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。バリアフリー法については、平成30年にも改正させていただいたところがございますが、オリンピック・パラリンピック東京大会を契機に共生社会の実現に向けた機運醸成を受けまして、心のバリアフリーに係わるソフト対策の強化を図るということで改正が行われているというところでございます。改正内容といたしましては、今年6月19日に施行されました内容と来年の4月1日から施行される内容がございますので、それぞれ分けて簡単ですが概要を説明させていただきたいと思えます。

まず今年6月に施行されました内容でございますが、4ページをご覧くださいと思います。こちらは、主には市町村が作成する移動等円滑化促進方針のマスタープランあるいは基本構想に関する内容の改正ということでございますが、マスタープランや基本構想の記載事項について、心のバリアフリーに関する事項を記載するというところになったというところでございます。それと基本構想の事業メニューといたしまして心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」というものが追加されたということでございます。この4ページの資料の一番下の部分でございますが、これまでは公共交通特定事業、道路特定事業、あるいは建築物特定事業、交通安全特定事業というハード面を整備するという事業で基本構想を作成する必要があったところでございますが、今回新たにソフト面の対策ということで、「教育啓発特定事業」というものが新たに設けられたということでございます。バリアフリー教室に取り組んだり、講演会に取り組んだり、接遇研修を実施したりというような、市町村としてこういうソフト面の事業を行っていくということで基本構想が作成できるようになるというところでございます。

そして国の方では「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について策定に関する補助を行っていくこととしているというところでございます。

続いて次のページからは、来年4月1日からの改正内容ということになっておりまして、まず6ページからご覧ください。これらの内容につきましては、来年4月の施行を目指して、現在省令等の改正の内容が検討されているところでございまして、具体的な運用についてはこれからということですが、まず公共交通事業者等に対するソフト基準の適合基準の創設ということでございます。ソフト的な基準というものを設けて、これを遵守しなければならないというようなことが今後設定されていくというところでございます。2点目は、交通結節点における移動等円滑化に関する協議への応諾義務の創設ということで、公共交通事業者等が、他の公共交通事業者等に対しハード・ソフトの移動等円滑化に対する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者はこれに応じなければならないというような規定が設けられたということでございます。

7ページでございますが、優先席であったり、車いすの使用者の駐車場の適正な利用の推進ということで、国、地方公共団体、施設設置管理者の義務といたしまして、適正な利用を呼びかけるというような部分も、一つ例として加えられているところでございます。こういった内容が、4月から実施されていくということでございます。

8ページでございますが、バリアフリー化の対象となる建築物の中でこれまでは特定建築物の中に公立の小中学校が入っていなかったわけですが、今後はこれが追加されてくるというところでございます。あと道路についてですが、これまでのバスターミナルは、バリアフリー化の対象施設となっていたわけですが、旅客特定車両停留施設ということで、これはこれまでは道路の施設ということで適用がかかっていなかったところですが、これは大きな場所としては新宿のバスターミナルだとかというような施設になってくるわけですが、こういった部分もバリアフリー化の対象施設として今回義務づけの対象が拡大されていくということが来年4月からの改正の主な内容となっております。簡単ですが資料としては以上となります。

(中村座長)

ありがとうございます。バリアフリーが義務化されて進んでいくような形になりつつありますということですが、皆様の方からご意見やご質問はございませんでしょうか。

(山崎委員)

スペースB eの山崎です。先程来年度からの取組、本年のバリアフリー法の改正のところであらためて見させていただきました。やはりあの形だけでうまく利用されないということがないように、これから一般の方、社会の中のそれを利用する事業者の方、事業者の管理者の方々はもちろんですけども、従業員の方々が社会のそういう役割を持っているという意識を高めてもらって私たち誰もが社会の移動手段を気持ちよく利用し

やすい、体の不自由な方だけじゃなく、みんなが利用しやすいものだというように意識を持って携わっていただけるように教育というところを強化していただきたいなと思っていたところ、こういう形になってきているので少しうれしく思います。ありがとうございます。

(中村座長)

ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。

(柳委員代理)

お疲れ様です。柳です。昨年も会議に出席させていただきました。そのときに覚えていると思うのですが手話を覚える、そういった教育も併せてしていただきたいというふうにお伝えしたかと思うのですが、その後いかがなされたでしょうか。簡単なことでかまわないんですけれども、たとえば挨拶であるとか、なにかマニュアルというかその中に手話の挨拶を「おはよう」「こんにちは」ということも少し入れていただいて共通認識として持っていただければ、バスやタクシーの運転手さんにもそういったことも知っていただいて、たとえば会ったときに「こんにちは」というふうには挨拶が交わせたらいなと思うので、またあらためてお願いしたいと思います。

(中村座長)

ありがとうございます。その教育啓発というような部分で手話の取組も取り入れていただけるといいかなと思います。今日1日までの議論の中でまとめてですね、これまでの話し合いの中でご意見ご質問併せてあればお聞かせいただければと思います。残り時間があとごくわずかでございますがいかがでしょうか。すみません、長野工業高等専門学校藤澤先生いかがでしょう。

(藤澤委員)

藤澤です。あの今日そちらに行けなかったことがすごく残念です。これから色々取り組まれるということで対応しております。長野は特に進展なく、私の周りだけですけれども4県が全国の基準になるようなソフト面ハード面での導入といったことで全国を引っ張っていったらなと思いました。どうもありがとうございます。

(中村座長)

大変心強いご意見をありがとうございます。D-SHIP S32の上原委員はいかがでしょう。

(上原委員)

上原です。今日はありがとうございます。端的にちょっとだけ何点かお話しさせてい

たきます。まずお手洗いについて何ですけれども、ユニバーサルベッドがなくて困っているケースがたくさんあって、トイレを作っているLIXILさん、TOTOさんもその大切さを理解していない部分があるので、もうちょっと企業の皆様にも理解していただけるような取組、建築を学ぶ大学の皆さんへの教育というところも今後入れていかないと、なぜ必要なかが分かっていないので作りようがないというところがあるという部分では、ベビーシートでなくてユニバーサルベッドの必要性をもっと訴える必要があるかなと思いました。

後は、心のバリアフリーについてなんですけれども、昨年もお話したんですが、今回もどうしても健常者への教育っていうのが、おもな論点になっていますけれども、ちょっと障害者への教育っていうのも必要で、なんでかっていうと、障害をもっている人たちが健常者に何か声をかけてもらったときに、すごくこう対応がよくなかったりして、もう二度と健常者の皆さんが「声をかけたくない」というケースがあったりするので、そういう意味でいうと健常者への教育だけではなくて、障害者への教育も必要だと思っています。心のバリアフリーに関して、いくつかのイベントでやられているっていったんですけれども、継続的に生活の中で落とし込んでいくこと、要するに時間と場所を共有することって非常に重要だと思うので、そういう意味では、もっとそういう人たちが、日頃から入っていくっていう仕掛けも今後必要かなって思っています。

今日いろんな聴覚、視覚の方、私車いすですけれどもいろいろな方たちがいるので、100点を目指すのではなくて、皆さんの意見を聞きながら80点くらいを目指せるといろんなバリアフリーとして、ある程度皆さんが使いやすいものになるんじゃないかなと思いますので、気張らずに100点を目指さずに85点くらいを目指しましょうということです。以上です。

(中村座長)

ありがとうございます。非常に貴重なご意見をありがとうございました。すいません。簡単にいうとUDベッドが必要だというところ、今ここにいる皆様にも教えていただければと思うんですが。

(上原委員)

私の友人で小学校4年生の女の子がいるんですけれども、彼女は小学校4年生でもおむつ替えが必要です。ただ、小学校4年生なので体は大きいです。よってベビーシートに乗せることはできません。なのでベビーシートがついているからおむつ替えができるというところが皆さん勘違いされているところで、体が大きくなってもおむつが必要な人たちがいる、その人たちが今どうしているかというと床にシートを引いておむつ替えをするという、トイレの床に寝かされるという非常に不衛生な状況でやっています。なので、そういう面でもユニバーサルベッドはとても大切だし、今回もこの障害者トイレ

を作ってますよというところで、そもそも障害者トイレって何があったら障害者トイレとしてここに示されているかっていうのもちょっと分からないなと思ったので、ちゃんとユニバーサルベッドがあるところとないところがどこなのかっていうところも今後ちゃんと表していかないと、おむつ替えが必要な人たちが外に出れるという環境を作れない。外に出れるという環境を作れなければ移動の話をしていても、移動をすることがないので無意味になってしまうという意味でいうと、まずこの移動の話をするに当たっては、外に出ることができる環境を作ってこそ、移動の話だと思います。以上です。

(中村座長)

ありがとうございます。本当にその通りですね。外に出る環境はここに係わっている人たちが作り上げていくことが必要かというふうに思います。

他にご意見はございませんでしょうか。

私の進行が不手際でだいぶ時間を押してしまいましたが、無事に全ての議事について話し合いをすることができました。ということで、これにて本日の議事を終了させていただきたいと思います。皆様のご高説ありがとうございました。

4. 閉会

(事務局)

中村委員進行役ありがとうございました。進行務めていただきました中村委員に拍手をお願いします。

委員の皆様、本日は長時間に渡り、多くのご意見をいただき誠にありがとうございました。

これをもちまして、第2回移動等円滑化評価会議北陸信越分科会を終了させていただきます。皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。WEB出席の皆様もありがとうございました。

以上

【分科会後に寄せられた意見等】

(島崎委員)

島崎です。第2回の分科会では、特に多機能トイレについて、現状把握、課題抽出、課題解決と今後の改善の方向性を検証プロセスや資料を基に具体的に議論されていて、北陸信越分科会から全国の関係者に発信できる内容であったと思います。

上原委員から「ベビーシートではなくユニバーサルベッドの設置を、外に出ることが出来る環境が整備されてこそその移動」との意見が出されていましたが、同感です。

学生が障がいのある子どもたちの余暇支援ボランティア活動を行う中で、「外出先の多機能トイレで排泄介助や着替えなどを行う際に、ベッドがなく、段ボールの上にシートやタオルを敷いて行うことになってしまい、子どもたちに申し訳ない思いがしていた。小中学生が使える折りたたみ式ベッドの設置が必要」との声を聴きました。障がい特性も多様であり、そのために必要な施設設備として、ガイドラインの中に組み込まれるよう、当事者が参加参画して検討していくことが必要であると考えます。

(中村座長)

- ・ 北陸地方としては積雪に対する配慮に対してガイドラインに盛り込まれることは重要。
- ・ 目指すべくまちの姿は、使って良し、使っていただいて良し、まち良し。
- ・ より精度の高いバリアフリーを積み重ねていくこと、労働環境としてのバリアフリー（利用者への安全安心をさらに高め）へも配慮しながら、ユニバーサルデザインとなることを目指したい。
- ・ 音声対応が最善であるか。すべてを音声で誘導することが望ましいか。
- ・ 建物の企画～設計～施工後～数年経過後の当事者参加の場を設定する。
- ・ 障害当事者の利用の仕方も徐々に変化があるため、もう少し具体的なことについて、協議が必要であると感じる。
- ・ 視覚障害者の同行援護従事者を伴っての外出が増えていく傾向があるならば「音声による案内」を主動線にするなどメリハリをつけることが可能かどうかなど検討の余地があるのではないかと感じた。
- ・ 障害当事者の要望を聞き入れるだけでなく、果たす役割の併記であっても良いのではないか。確かにまだまだガイドラインに盛り込めない事柄や現実にできないことも多いのだけれど、障害当事者ももっと積極的に有益な情報を拡散する役割を担っていくことが重要。例えば、車いす対応の車両であっても、歩道に車いすの滞留スペースがないために、利用したいバス停では使用できないことがある。どのように対応したらよいかを障害当事者と事業者と同じ場で聞くと同時に、対応を協議し、対応結果（バリアフリー情報）を事業者だけでなく当事者も発信拡散という役割を担っていきたい。そうすることでバリアフリーやユニバーサルデザイン推進を一緒に担っていくとい

う機運醸成を行うよう努めるようにしたい。

- ・心のバリアフリーも必要であるし、障がい当事者ならではの情報を自らが積極的に発信することが、事業者等の支援を行っていくという良い循環を北陸地方から率先して行っていきたい。

以上